

飲食店における労働災害急増！

労働災害防止対策の徹底により労働災害の発生に歯止めを！



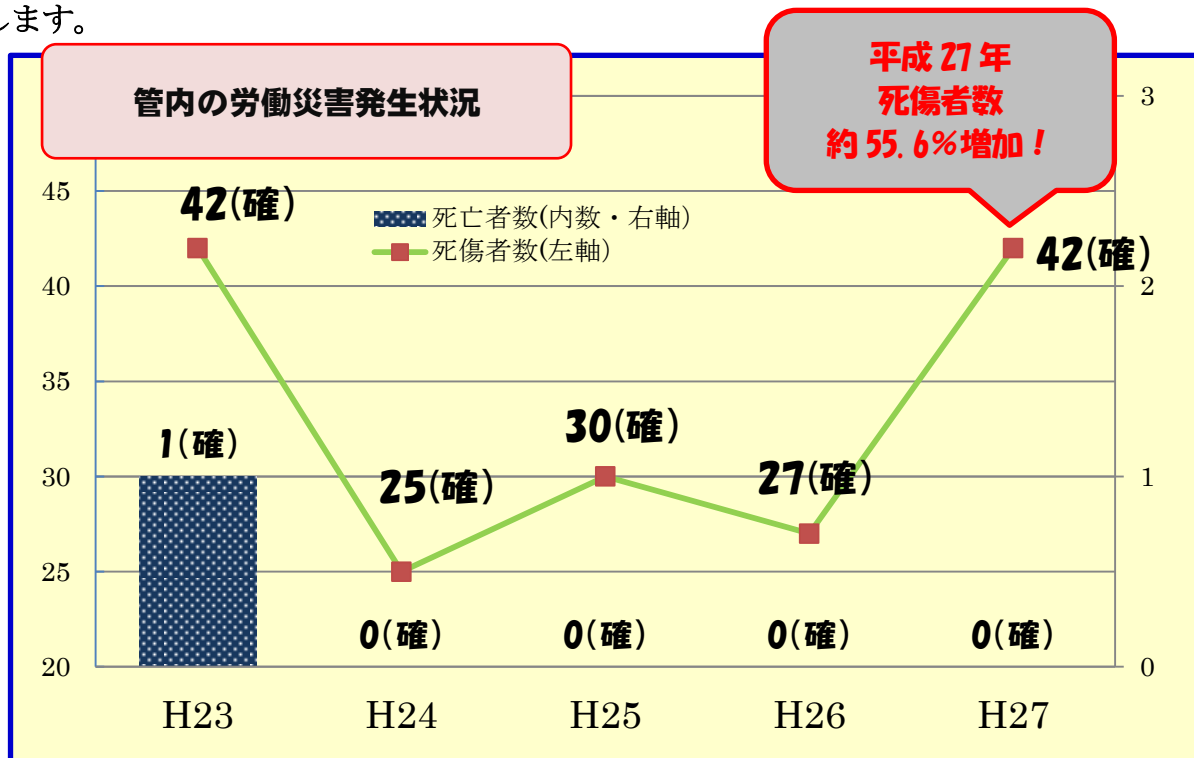
(川崎北労働基準監督署管内の飲食店の皆様へ)

川崎北労働基準監督署

管内の飲食店における労働災害による**死傷者数(休業4日以上)**は、平成24年に大きく減少しましたが、ここ数年30人前後で増減を繰り返し、**平成27年は42人**と既に前年確定値を大きく上回り、最終的に平成23年の件数水準に逆戻りしてしまいました。

本年は、『**第12次労働災害防止推進計画**』(平成25年を初年度とした5カ年計画)の4年度目でもあり、最終年度に向けてこの災害の増加傾向に歯止めをかけるためには、従来の安全衛生管理活動内容を検証し、分析する必要もあると認められます。

川崎北労働基準監督署といたしましても各種の労働災害防止対策を推進しているところですが、各事業場におかれましても、**《死傷災害ゼロ》**を目指し、再度各種災害防止対策の総点検をお願いいたします。



管内の飲食店における労働災害の「型」別の状況(複数年集計・裏面)をみると、「**切れ・こすれ**」「**転倒**」による災害が多く、全体の**5割以上**を占めています。さらに、「**高温・低温の物との接触**」(やけど等)、「**動作の反動・無理な動作**」(災害性腰痛等)を含めると**全体の約7割**を占めています。

そこで飲食店における労働災害を減少させるためには、この4つの型の労働災害防止対策を強力に実施することが重要です。

そこでチェック

飲食店の労働災害防止マニュアル

検索

飲食店における労働災害防止のために(飲食店管理者用)

検索

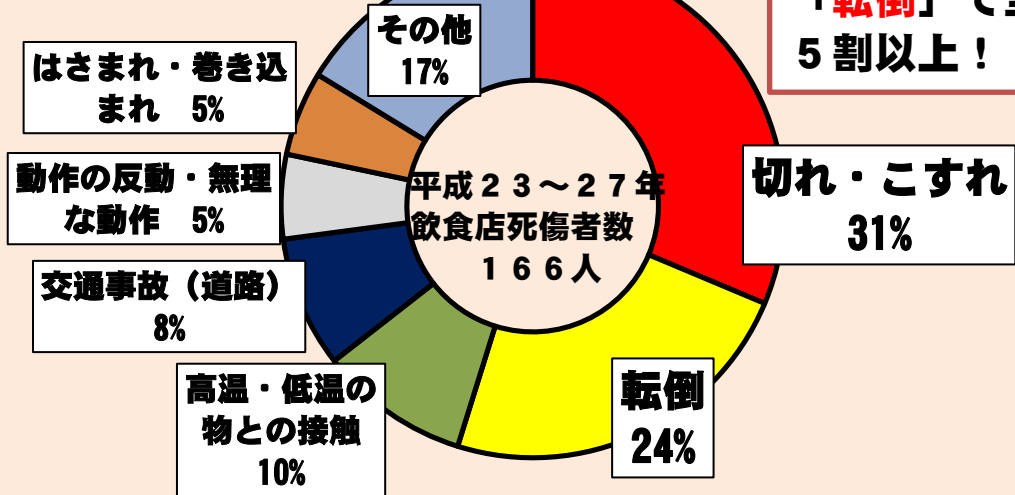
飲食店における労働災害防止のために(飲食店従業員用)

検索

飲食店における労働災害防止対策の好事例

検索

事故の「型」別の状況



「安全推進者」を配置し、労働災害を減少させましょう！！

近年、第三次産業（「飲食店」含）において労働災害が増加傾向にある事を受け、安全衛生管理体制の構築が急務となっている中、安全の担当者（安全推進者）の配置等を推進する内容の

「労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種における安全推進者の配置における安全推進者の配置等に係るガイドラインの策定について」

が平成26年に定められました。（平成26年3月28日付基発0328第6号）

安全推進者の職務

本ガイドラインの対象業種でみられる災害の多くは、転倒災害、荷物の運搬等による腰痛、階段等からの墜落・転落や交通労働災害など日常生活でも起こりうる性質のものであり、その防止のためには、職場環境や作業方法の改善、安全衛生教育の実施といった安全活動の必要性についての認識を事業者、労働者ともども高める必要があります。こうした現状を踏まえ、安全推進者は、事業の実施を総括管理する者を補佐して、以下の職務を行ってください。

(1) 職場環境及び作業方法の改善に関すること

例：職場内の整理整頓（4S活動）の推進、床の凸凹面の解消等職場内の危険箇所の改善、刃物や台車等道具の安全な使用に関するマニュアルの整備 等

(2) 労働者の安全意識の啓発及び安全教育に関すること

例：朝礼等の場を活用した労働災害防止に係る意義の周知・啓発、荷物の運搬等の作業に係る安全な作業手順についての教育・研修の実施 等

(3) 関係行政機関に対する安全に係る各種報告、届出等に関すること

例：労働災害を発生させた場合における労働者死傷病報告の作成及び労働基準監督署長への提出等

そこでチェック⇒

川崎北労働基準監督署からのお知らせ

検索

